

土地改良区からのお願い

限られた水を有効に利用しましょう

1. まちやば管内の用水期間は **5月6日**から**9月25日**まで

※地区ごとに用水状況が異なりますので、詳細は各地区役員・総代にお尋ねください。

※用水を流す時には、裏作（小麦田等）には充分注意し通水しましょう。

2. かけ流しを絶対になくし、**用水の節約に努めましょう**

3. **適正な水門、堰板の管理をしましょう**

※近年、集中豪雨による溢水被害が多発していますので、水門等の管理をお願いします。

**農地を貸借・転用した場合は、
届出を忘れずにお願いします！**

（詳細は、6ページをご覧ください）

土地改良区への届出がない限り、前年度同様に賦課されてしまいますので、ご注意ください。

毎年4月1日現在で賦課金が発生します。届出は、毎年3月31日までにお願いします。

届出用紙が必要な場合は、ご連絡ください。

連絡先：0276-33-7181

**【賦課金現金納付の組合員様】
コンビニにてお支払い
できるようになりました**

組合費の現金納付については、利便性の向上のため、**コンビニエンスストア**でのお支払いが可能となりました。お近くのコンビニエンスストアで24時間・365日お支払いいただくことができますので、是非ご利用ください。

J A・待矢場窓口でも、これまで通りお支払い可能です。

あぶない！

清掃や堰板の調整などで、水路の蓋やグレーチングを外したら、必ず元の位置に戻してください。自転車や歩行者の事故の原因となり大変危険です。



廃棄物の不法投棄や不法焼却を確認したら、
情報提供をお願いします。

〔不審な行為に対する通報・問合せ先〕

ハイ ゴミ 通報
0120-81-5324

（群馬県産廃物・リサイクル課内）



皆様のご協力をお願いします！

水路環境の美化を推進するため、啓発看板を無償で提供しています。看板設置をご希望の方は、事務局までご連絡をお願いいたします。